

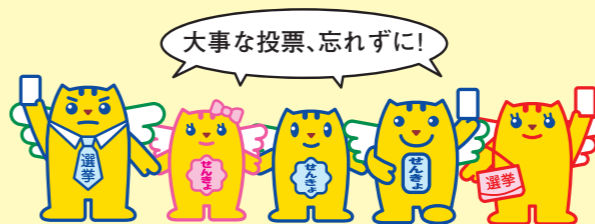
教えて！選挙のしくみ

「選挙って難しいぞっ!」、「選挙はなじみがなくてよく分からない!」そう思っている方もいるかもしれません。そこで今回は、選挙に関する疑問や意見に答えながら、一緒に考えてみましょう。

Q & A

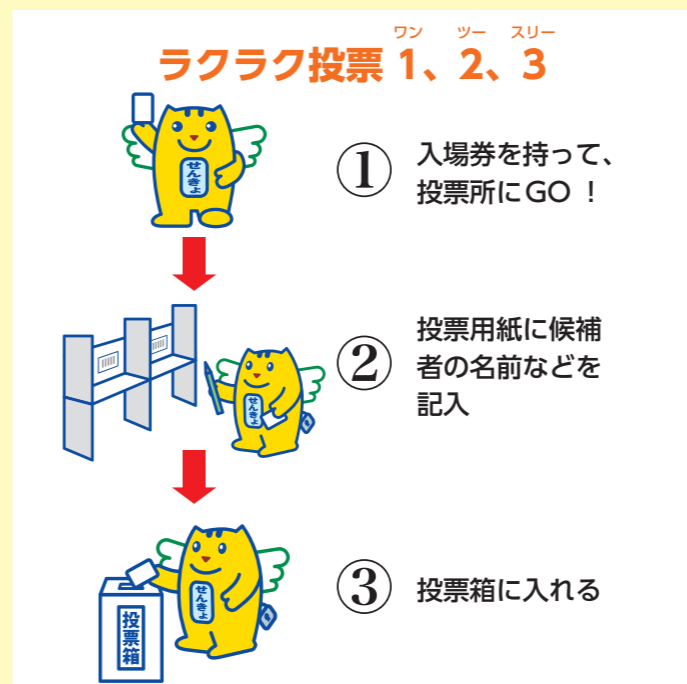
Q 次は、いつ選挙が行われるのですか？
A 4月上旬と下旬に予定されています。

平成26年中に「地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律」が制定され、選挙日程が決まります。4月上旬(第2日曜日)に県議会議員選挙、下旬(第4日曜日)に市長・市議会議員選挙が予定されています。



Q 投票って面倒じゃありませんか？
A とっても簡単です。

選挙に行かない方は、「手続きが難しそう」というイメージを持っているかもしれません。実際には、「家に送られてきた封書を開き、自分の分の投票所入場券を持って、指定された投票所に行く」→「受付で渡された投票用紙に候補者の名前など(注)を記入する」→「投票箱とうきょうばんに投函する」。ただそれだけです。



(注) 県議会議員選挙、市長・市議会議員選挙および県知事選挙の投票では、候補者名を記入してください。



Q 候補者のことを自宅で知りたい
A インターネットによる選挙運動も解禁されています。

「候補者がどんな人か、よく分からない」といった声がよく聞かれます。確かに、投票するためには、候補者がどんな人か、どんな考えを持っているのか、知りたいところです。投票日前に配られる選挙公報には、候補者の氏名はもちろん、経歴・政見・写真などが載っています。また、平成25年7月に行われた参議院議員通常選挙からインターネットによる選挙運動が解禁され、より候補者の情報が手に入れやすくなりました。

Check!

電子メール、ホームページ、ブログ、掲示板SNS(TwitterやFacebookなど)、動画サービス、動画中継などを使った選挙運動が解禁されました。
 ※詳しくは総務省ホームページをご覧ください。

ネット選挙運動総務省

検索



Q 投票日当日は忙しいので、選挙に行かなくてもいいですか？
A 期日前投票をご活用ください。

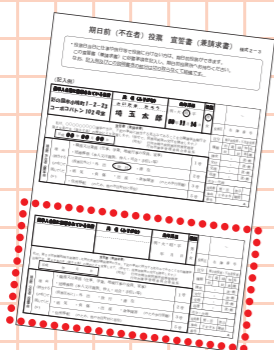
「仕事が忙しい」「予定がある」という方は、「期日前投票」を活用してください。期日前投票の期間中、期日前投票所を設置します。午前8時30分から午後8時まで、いつでも投票ができます。

知っ得情報

期日前投票が、スムーズに

期日前投票が開始されるまでに、市ホームページに期日前投票に必要な「宣誓書」を掲載します。この「宣誓書」を自宅などで印刷し、必要事項を事前に記入すれば、スムーズに投票を行うことができます。

※期日前投票所にも、「宣誓書」をお渡しします。



点線で囲まれたところに記入するだけ

Q 若い人って投票していますか？
A 実は20代の投票率は32.47パーセント。60代の半分以下なんです。



右のグラフは、平成25年7月に行われた参議院議員通常選挙での年代別投票率です。投票に行った方は、およそ2人に1人(全体の投票率50.80パーセント)でした。候補者は、当選するために、たくさん投票してくれる人たち(投票率の高い世代)の意見や要望を政策の中心に掲げる傾向にあります。つまり、若い世代のための政策を実現するには、若い世代の投票率を上げるのが効果的です。若い世代の人たちの多くが投票することで、政治は随分変わるのではないでしょうか。

